

## 第三者評価結果入力シート（児童養護施設）

種別	地域小規模児童養護施設
----	-------------

### ① 第三者評価機関名

サード・アイ合同会社
------------

### ② 評価調査者研修了番号

SK2021003
SK2021004
H0082

### ③ 施設名等

名称：	せんしん寮
施設長氏名：	岡田英之
定員：	6名
所在地（都道府県）：	北海道
所在地（市町村以下）：	非公開
T E L：	0136-64-5312
U R L：	<a href="mailto:uta-sensin@purple.plala.or.jp">uta-sensin@purple.plala.or.jp</a>
【施設の概要】	
開設年月日	2006/10/1
経営法人・設置主体（法人名等）：	社会福祉法人 徳美会
職員数 常勤職員：	3名
職員数 非常勤職員：	1名
有資格職員の名称（ア）	
上記有資格職員の人数：	
有資格職員の名称（イ）	
上記有資格職員の人数：	
有資格職員の名称（ウ）	
上記有資格職員の人数：	
有資格職員の名称（エ）	
上記有資格職員の人数：	
有資格職員の名称（オ）	
上記有資格職員の人数：	
有資格職員の名称（カ）	
上記有資格職員の人数：	名
施設設備の概要（ア）居室数：	6室
施設設備の概要（イ）設備等：	台所・リビング・宿直室・事務室
施設設備の概要（ウ）：	洗濯室・浴室・トイレ
施設設備の概要（エ）：	

### ④ 理念・基本方針

<p>理念：子どもの最善の利益のために全職員が協力して養育に努める。</p> <p>基本方針：その為に各職員が目的を共有し、関係機関等との連携をはかりながら、子どもの支援に努める。</p>
--

### ⑤ 施設の特徴的な取組

<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員が働きやすい勤務体系の確立</li> <li>・町内会活動への積極的な参加（清掃活動・環境美化活動等）</li> <li>・大学・短大・専門学校生に対する奨学金の給付制度</li> </ul>
--

### ⑥ 第三者評価の受審状況

評価実施期間（ア）契約日（開始日）	2023/7/6
評価実施期間（イ）評価結果確定日	2023/12/9（本園と共に）
前回の受審時期（評価結果確定年度）	令和2年度（和暦）

## ⑦総評

### <評価の高い点>

#### 1. 「専門性の確立を」

施設は、児童養護の全国的な情報は北海道児童養護施設協議会からの提供資料や、厚労省ホームページより得ています。身近には、施設長が主任児童委員を歴任していることから子どもの情報を得ており、地域に在住する職員の子どものことや学校からも様々なエピソード等を収集しています。

施設運営分析に関しては、子どもに必要な経費は順次計上しており、最近では防災時の携帯リュックサックを購入しています。子どもは、幼児から高校生まで幅広く入所しています。「小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた整備計画」においては、社会的養護の関連施設としての役割を促進し、より家庭的児童養護に近づけるよう、専門性の確立が必要だと分析しています。道内全域から養護ニーズの高い子どもが入所しています。より高い専門性を目指す施設だからこそ受入れが可能となっています。

#### 2. 「子どもの要望を把握して満足度向上に努めている」

「子ども会（潮風会）」は月に一度行われています。行事や生活用品、ゲームソフト、漫画本などについての希望や意見が聞かれています。集団で意見の言えない子どもには、個別面談や意見箱でも取り上げています。子どもの欲しいものは、職員で検討して施設で提供できるものと個人で購入するものを選択を子どもへ提案しています。

衣服は年に2~3度、グループで職員が子どもと一緒に購入に出かけています。普段の生活の中でも希望や要望を受けており、その一つとして最近ではスケート場へ行きました。公共交通機関の便が乏しいため、アルバイトや下校後の塾などにも職員が送迎をしています。

子どもの生活での小さな変化を捉えて要望を汲み取り、会議で検討して対応することで子どもの満足度を向上させています。

#### 3. 「学習支援と発達の保障」

施設は、子どもの学習権を最大限に保障するように支援しています。過去には、スタイリスト希望の子どもには、中卒より高卒の学力が必要だと説き、進学させました。2018年から施設が場所を提供していた民間塾が閉鎖になりましたが、公設民営塾は継続して運営しています。子どもの一人ひとりに応じた基礎学力の向上に努め、職員は日々の宿題を教えながら、テスト時には一人ひとりに目標を持たせて意欲を引き出すよう支援しています。忘れ物などは、子ども本人への確認を行うつつ、学校とも連携して対応しています。小中学校では年に2回、高校は月毎に、クラス教員と学年教員と子どもの学習面と施設の生活面での情報を交換して学力向上に向けています。

施設の近隣に幼稚園はありませんが、園内保育の実施により、就学前の素地を培っています。また、子どもの特性を見定め、より専門的な療育を受けることができるように、隣町まで通所させて「放課後等デイサービス」を活用しています。

#### 4. 「個別対応の充実と引き継ぎマニュアル」

高校生6名は、全員が個室での入居となっています。本園では相部屋のこともありましたが、睡眠も取りやすく、趣味活動など、個々に満足できる環境が整っています。高校から帰る時間が部活・バイト・塾等で入居者全員の食事時間が揃うことはありません。

しかし、食卓で職員と1:1で会話できる利点があります。子どもから生活に対してのルール変更への要望に対しては、現在の入居者メンバーと小規模ケアであること等から柔軟に対応できる小規模ケアのメリットを活かしています。

子どもの日常生活では、職員が交替したときに不便にならないように、重要なことは文書化して掲示してあります。引継ぎマニュアルとして、今後も機能して後進職員の育成ステップとなります。

### <質の向上のために求められる点>

#### 1. 「中長期的な計画の策定と単年度計画への反映」

施設に「小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた整備計画」はありますが、中長期計画としては具体的な記載は十分ではありません。このため単年度の事業計画に反映する事柄がなく、毎年度の事業計画の更新となっています。

単年度事業計画においても過年度より創意工夫した点はあるはずですが、この記載がないことと、中長期計画から反映する事柄がないという二重の意味でPDCAのサイクルが見つけられません。

単年度事業計画には、次年度に評価できる事柄の項目立てが望まれます。

#### 2. 「子どもたちのための苦情解決に向けて」

苦情解決については第三者委員会の設置がなされています。施設内の掲示板には苦情解決についての掲示があり、低学年用にはルビが振られています。第三者委員は男性2名で、年に一度の来所のため、子どもは第三者委員としての認識を持っていません。携帯電話は高校2年生から所持が許可されますが、所持していない子どもは第三者委員へ直接連絡することはできません。これでは第三者委員の制度は形骸化しています。

苦情解決の仕組が機能するために、子どもへ第三者委員の理解を促すための工夫や女性の第三者委員の就任、第三者委員直送の苦情箱の設置などを期待します。また、苦情の申出から発表までの手順を明確にして、苦情内容の公表が望まれます。

#### 3. 「リービングケア・リスト」

施設では高校2年生位になると、ATMの利用や公共料金の支払い方法を職員が教えています。実体験として、都市間高速バスから、地下鉄に乗り継ぐときに駅が分からないということがありました。今後は卒園間際の高校生だけではなく、小学生、中学生、高校生それぞれの成長過程で修得すべき事項をリスト化しているところです。

尚、具体的なリスト化と一緒に考えて欲しいのは、社会規範として他者との距離の取り方があります。入所した年齢やそれまでの家庭生活により様々な対人パターンが子どもにはあります。必要以上に他者と距離を詰め過ぎたり、逆に離れすぎたりすることです。或いは、会話の過剰・寡黙などです。退所した子どもに1か月に1回の訪問支援を施設は行っています。訪れる職員が子どもから聴きとった、自立して嬉しかった話と共に、小さな失敗やこうすればよかったなどの逸話は、次に卒園する子どもの糧になるでしょう。これらも含めて今後のリービングケア・リストの作成に期待します。

#### 4. 「卒園後も考えた性教育」

「性検討委員会」が2019年より設置され、看護師とも事例を共有して性的な事件にどう対応するかの話合いが続けられています。本園では恋愛禁止に反対する投書が以前あり、子どもとの話し合いも行われています。

「せんしん寮」ではグループ学習会や個別の話し合いは特に設けていません。全員が高校生で帰宅時間がそれぞれ異なり、そのため食卓で個別に話す機会は多く持っています。必要な知識の習得と共に、相手や自分を大切にすることが育つ支援に努めています。本園で作成途上にあるリービングケア・リストには、高校生の性教育も含めて作成されることを期待します。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

本施設では、5チームにわかれ大項目毎に設定項目に沿った点検・協議を行い受審当日も各グループの代表職員に説明をしてもらいました。評価の良い点は今後も継続し、改善を要する点は見直しや子ども達への要望・サービス向上が図られるように推進したいと思います。施設側の日程等配慮していただき貴重なご助言をいただき感謝申し上げます。

⑨第三者評価結果

第三者評価結果（児童養護施設）

内容評価基準（24項目）

A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

(1) 子どもの権利擁護		第三者 評価結果
【コメント】	① A1 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	b
<p>小規模児童養護施設「せんしん寮」は、現在、男子高校生6名で生活している。子どもの権利擁護について規定・マニュアルがあり、必要に応じて見直しはされている。見直しがあったということは、何かしら職員に気づきがあったことを示している。見直しを実施した年月日の記載すると共に、職員が子どもの権利擁護に対する意識を高める機会となることに期待したい。</p>		
(2) 権利について理解を促す取組		
【コメント】	① A2 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	b
<p>せんしん寮は現在高校生のみで生活し、中学生までを対象とした「CAP（子どもの権利を学ぶためのプログラム）」には参加していない。思春期に入り、更に自他の権利を考えることが増える時期である。子どもが本園で中学生まで参加していた「CAP」の振り返りや、リビングなどで、普段から見ることが出来る「権利ノート」を置いて、子どもと職員と一緒に確認できる時間を設けることを期待したい。</p>		
(3) 生い立ちを振り返る取組		
【コメント】	① A3 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生い立ちを振り返る取組を行っている。	b
<p>せんしん寮では子どものつまづき（学習、対人関係、アルバイトなど）の時には寄り添っている。ベテランの職員が子どもの成長を見守りながらこれまでの過去と一緒に振り返っている。子ども自身の生い立ちの整理となるライフストーリーを促す支援に期待したい。</p>		
(4) 被措置児童等虐待の防止等		
【コメント】	① A4 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	b
<p>「男子棟」「高校生全体」を対象にした会議において、子どもに対して不適切なかかわりがないか、常に検証する機会を設けている。小規模児童養護施設として家庭的な雰囲気大切にしているため、第三者委員へ行く苦情箱・掲示物はない。また、被措置児童等虐待対応ガイドラインを意識した掲示や説明も同様である。支援する側が軽微に考えてしまいがちな不適切なかかわりの防止と早期発見のためには、子どもが自ら直接に施設の外部へ連絡できることが理解できるようにすることを期待したい。</p>		
(5) 支援の継続性とアフターケア		
【コメント】	① A5 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	b
<p>本園から小規模児童養護施設「せんしん寮」への入居前には、本人の意向を聞き取っている。既に「せんしん寮」に入居している子どもには、新規に入って来る子どもの話をしておいて、受入れ状態を円滑にするようにしている。職員がベテランになってきており、後進の人材育成のためにも、移行期の支援として小規模児童養護施設版手順書の作成に期待したい。</p>		

【コメント】	② A6 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	b
<p>現在、措置延長となっている子どもの事例を職員は参照している。子どもが卒園生から直接に話を聞くことがある。今後の将来を考える中で、子どもにとってはリアルタイムに情報を得る機会はある。担当職員やヘルプで入る職員の経験値だけになっては組織的対応に限界がある。児童養護施設は、中間施設であり子どもは自立して卒園しなければならない。これからの子どものためにも、経験値を文書化しておくことを期待したい。</p>		

## A-2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の基本		第三者 評価結果
【コメント】	① A7 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	b
<p>子ども一人ひとりにある生活のシーンごとに、言葉にならない子どもからのメッセージに対しても受け止めることができるようにしている。そのためには、子どもの行動を変化を見逃さないように捉え、他の職員とも共有できるように、申し送りや会議において連携できるように努めている。子どもが表出する感情や言動を受け止めることは、支援の基本である。今後も子どもに対する理解が、支援方法の見直しや支援のスキルアップにつながるよう期待したい。同時に、子どもを受容できる職員のメンタルヘルスへの取組にも期待したい。</p>		
【コメント】	② A8 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。	a
<p>全室個室での対応において、睡眠や個人の趣味活動など、個々の要望に対し充足できる環境が整っている。全員が高校生なので帰る時間が部活・バイト・塾等で食事時間は揃わない。しかし、食卓で職員と1:1で会話・対応ができる利点がある。子どもから生活に対するルール変更への要望に対して、現在の入居者メンバーと小規模ケアであること等から柔軟に対応できることが多い。子どもの日常生活に職員が交替したときに不便にならないように、重要なことは文書化して掲示してある。</p>		
【コメント】	③ A9 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切に、子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。	b
<p>せんしん寮では生活のルールを改めて聞く機会は設けていない。しかし、職員と子どもとの個別の面談や、相談・要望があれば生活のルールを見直すことはしている。前回の受審より、担当職員はリービングケアを見据えた文書の作成を独自に進めてきた。今後ヘルプ職員を含め、どの職員が入っても子ども自身が主体となって生活全般を考えて生活する支援に期待したい。</p>		
【コメント】	④ A10 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	b
<p>子どもに、奨学金の制度や塾の情報を個別に提供しており、活用できることを説明している。塾へ通うには送迎が必要であり、職員が行っている。施設からも法人独自の基金があり、進学に向けて後押しできる準備が整っている。閉鎖した塾もあることから、地方においては、ネット環境を利用した学習効果は大きい。2020（令和2）年度より検討委員会が設置され、インターネットの功罪両面を協議している。今後の更なる展開に期待したい。</p>		
【コメント】	⑤ A11 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	b
<p>体温計、体重計をリビングに置き、卒園後も子どもが自分の体調管理ができるように助言、支援している。「リービングケア」「アフターケア」を意識して支援が行われているが、職員の意識には個人差がある。この点を踏まえて、本園とも協力した支援の文書化に期待したい。</p>		

(2) 食生活		
【コメント】	① A12 おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。	b
<p>献立は、本園と同じであることを基本としている。少人数の生活ということもあり、食事量や嗜好を個別に聞き取り、より家庭的な食事となるように提供している。また個々の要望による夜食は子ども自身がキッチンで作ることを推奨し、卒園後の自活を見据えて作り方をアドバイスしている。2023（令和5）年4月より栄養士が二人体制となっている。リービングケアを念頭においた献立の補足など、栄養士の助言・サポートにも期待したい。</p>		
(3) 衣生活		
【コメント】	① A13 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	b
<p>近隣に衣料店がないことから、年に2～3回、職員が運転する車で近隣の町へ衣類を購入に出かけている。職員の意見も聞きながら、子ども自身で選んでいる。普段着や小物を含め、TPOに合った衣服となるように助言している。子どもの自己表現としてのファッションを支援するリービングケアとしての蓄積も期待される。</p>		
(4) 住生活		
【コメント】	① A14 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。	b
<p>共有スペースの掃除当番は、子どもが自分たちで話し合いながら決めている。個室は子どもが自分で掃除することになっている。清掃が行き届かない部屋の子どものには指導している。職員は口頭指導だけではなく、子どもと一緒に、週末などに時間を作って掃除をしている。尚、縄梯子の設置はあるが避難訓練や仕様の点検はないので、必要の有無を検討することが期待される。</p>		
(5) 健康と安全		
【コメント】	① A15 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	b
<p>日常より、検温や体重測定などを子どもが自ら行うことにより、健康の自己管理ができるように支援している。必要があれば本園の看護師と連携し、通院や服薬の指示を受け、子どもが病状の理解ができるように支援している。利用者調査では、体調不良を我慢してしまう子どもを気遣う意見があった。自分だけではなく他者を気遣う子どもの存在は大きい。コロナ禍後はインフルエンザなど様々な感染症が流行している。急な嘔吐の処理方法を本園では検討している。分園の子どもが高校生であることから自分で処理できるように実地で学んでおくことを期待したい。</p>		
(6) 性に関する教育		
【コメント】	① A16 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	b
<p>「性教育委員会」は2019年から看護師・心理士・ユニット担当職員が中心になって活動している。職員間で共通認識を持てるようにしているが、高校生向けの教材等のツールの整備はこれからである。「危機管理マニュアル」には、子どもと職員の信頼関係の構築や性教育プログラムの充実が性的問題行動の事故防止策として言及されている。利用者調査に頻出した「男女交際」についての話し合いは、好機である。本園と共に、男子高生6名の寮においても、より具体的な実践に期待したい。</p>		
(7) 行動上の問題及び問題状況への対応		
【コメント】	① A17 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	b
<p>「せんしん寮」には、暴力・不適応行動を起こすような子どもの入居はさせていない。今後そのような子どもが入居しても具体的に対応できるような手順書や体制は必要である。また、突発的なことにベテランではないヘルプ職員が対応する場面も起こりうる。様々な問題に即応できるよう、手順書の作成に期待したい。</p>		

【コメント】	② A18 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	b
<p>「せんしん寮」には、暴力、いじめ、差別が生じない子どもを優先して入居させている。現在は、6名全員が高校生男子である。これからも順次、今居る子どもは卒園して、本園或いは家庭から新たに入居してくることになる。新たに入居する子どもが、これまでと違う集団・環境に入った時に何事もないとは限らない。小規模児童養護施設として、主担当以外の職員でも対応可能なノウハウの伝達資料や、本園との連携体制を見直しておくことにも期待したい。</p>		
(8) 心理的ケア		
【コメント】	① A19 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	b
<p>心理的ケアの必要があれば、本園の心理士と子どもの面接が行われる。担当職員が通院の同行を行い、医師の診断・治療を受けることができる。子どもは、親のもとで暮らすのが本来であった。小規模ケアとはいえ施設に措置されたことを思えば、どの子どもも心理的ケアの対象ではないとはいえない。心理的支援の重要性から本園と共に職員研修の充実が期待される。</p>		
(9) 学習・進学支援、進路支援等		
【コメント】	① A20 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	a
<p>子どもの居室は、全て個室利用となっている。学習する環境としては、学齢の低い子どもが騒ぐこともなく自室学習が静かにできる。全員、高校生であるが本人の希望を聞きながら学習塾の情報提供を行っている。通塾希望の子どもを送迎し、学ぶ機会の確保に努め、大学等への進学を後押ししている。</p>		
【コメント】	② A21 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a
<p>職員は、法人独自の奨学金制度や他の奨学金について説明し、進路を決める際には本人とよく話しながら進めている。子どもは、措置延長や退所した子どもから卒園してからのことを直接話を聞く機会がある。経済的なこと、生活の雑多なこと、メンタル面のこと等である。これらを現実として捉えられるように日頃から様々な支援を行っている。</p>		
【コメント】	③ A22 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	b
<p>地域の特性上、限られた職場体験、アルバイトとなっている。生活・精神面においてできる限り寄り添い、子どもの意向を確認しながら進めている。アルバイト先の経営者などと情報共有、連携を図りながら持続できるように支えている。地域の人は子どものことを覚えている。アルバイトなどから子どもは社会経験を拡大している。児童養護施設の子どもの理解してもらう機会でもある。雇用主である会社の口コミで働き先が増えている。子どもが他人や施設以外の大人との距離の取り方も身につくよう支援することに期待したい。</p>		
(10) 施設と家族との信頼関係づくり		
【コメント】	① A23 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	b
<p>主に、子どもの担当職員が家族との信頼関係づくりをしている。家族との継続的な関係づくりに電話をかけて子どもの様子を伝えたり、施設の広報誌を郵送したりしている。必要時には、家庭支援専門員や管理職員とも相談に応じることがある。但し、体制としては家庭支援専門相談員の役割が明確ではなく、小規模ケアの子どもも本園と共に、家族関係調整などの支援方針を明確にしておくことが期待される。</p>		

(11) 親子関係の再構築支援		
【コメント】	① A24 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	b
主に、子どもの担当職員が親子関係の再構築のための家族への働きかけと橋渡しを行っている。施設としての家庭支援専門相談員が介入する時期や方法について明確な方針があれば、小規模児童養護施設においても子どもの家庭復帰や親子関係の再構築が、促進される。今後の体制づくりに期待したい。		

## 共通評価基準（45項目） I 養育・支援の基本方針と組織

### 1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		第三者 評価結果
【コメント】	① 1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
法人の理念・基本方針があり、その文言の意味に含まれて児童養護施設も運営されている。施設としての理念・基本方針は必ずしも明確ではないが、事業計画前文に運営目標として記載されている。他に指導目標・指導方針・重点目標が掲げられている。施設としての理念・基本方針を明確にして、職員の理解をはかり、子ども・保護者・地域等への周知に努めることが期待される。		

### 2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		第三者 評価結果
【コメント】	① 2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
児童養護施設の全国的な情報は、北海道児童養護施設協議会からの提供資料や厚労省ホームページを検索して得ている。身近な環境把握としては、主任児童委員を施設長が歴任していることや地域柄、職員を通じて子どもの身近な情報を得ている。コスト分析に関しては、子どもに必要な経費は順次計上しており、最近では防災時の携帯リュックサックを購入している。入所している子どもは、幼児から大学生まで幅広い。社会的養護施設としての役割を促進し、より家庭的児童養護に近づけるよう、専門性の確立が必要だと分析している。		
【コメント】	② 3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b
経営的な課題は、法人監事や公認会計士の助言を受けており、理事会に報告している。本園改修時の借入金返済が残っており、本園ユニットケア改修や分園ケアの増設などといった多額の予算建ては困難な状況にある。施設運営のソフト面では、職員の育成と新規雇用を継続的な課題としている。元実習生や新卒者を雇用契約にまで結びつけており、次回の課題解決方法も見えてきた。地縁により1名と、求人サイトを通じて2名の職員を2023（令和5）年度より確保している。新規雇用や定着率を上げるために、給与等の労働条件の見直しと給与改定や時短労働についても検討している。既存の職員の育成には、研修計画やOJTを取り入れているので、この点を中長期的なビジョンとして明確にすることに期待したい。		

### 3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		第三者 評価結果
【コメント】	① 4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
後志振興局へ「小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた整備計画」を2018年に提出している。借入金の返済を優先させており、中長期的な収支を見通すところまでは行っていない。このため、本園内ユニットケア改修や分園ケア増設の具体的な計画までには至っていない。しかし、社会的養護の役割を担う児童養護施設として、より家庭的児童養護に近づけるよう、専門性の確立が必要だと認識はもっている。専門性を高めるために、職員育成に関しては具体的な計画が期待される。		

【コメント】	② 5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	c
「小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた整備計画」以外の中長期計画にあたるものがないため、反映すべき事柄がなく単年度の計画は毎年度の更新となっている。単年度計画においても前年度より創意工夫した点があると思われるので、職員の参画がある単年度計画の立案は、前年度より創意工夫した点が次年度に評価できる項目立てが望まれる。		
(2) 事業計画が適切に策定されている。		
【コメント】	① 6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
単年度の事業計画にある年間行事や、日課に伴う指導に関しては計画の目標数値などの設定がなく、進捗・見直し等が定かではない。「日課に伴う指導の内容」が単年度計画の主なものであるとして、その内容の各項目（起床・洗面・掃除・登校指導・自由時間・お手伝い・クラブ活動・掃除・学習・反省会・就寝・入浴）の支援の達成具合を会議で振り返っている。但し、指導の目標や方針に適切なのかを議論して、具体的に次年度へつなげたことを単年度計画では読み取れなかった。子どもは毎年、成長する。職員の支援にも変化はあったはずである。職員の計画の振り返りで、過年度に活かされた結果を積み上げた計画評価を職員自身が理解することにも期待したい。		
【コメント】	② 7 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	b
広報誌「潮風」には、事業計画として子どもに直結する行事を中心に内容を織り込んでいる。保護者には広報誌が郵送されているが、周知媒体としてホームページの開設までは至っていない。広報誌のみでは事業計画の周知には不十分である。一般市民へ児童養護施設の利用者となるためにも、地域等への周知が求められる。2024(令和6)年4月に法人・事業所のホームページがリニューアルする予定であるため、今後期待したい。		

#### 4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	第三者評価結果	
【コメント】	① 8 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
第三者評価基準を用いた自己評価は、チーム編成して実施されている。クール毎の評価結果報告は職員会議やパソコンの閲覧ファイルで共有されている。しかし、具体的な改善策に結びついたPDCAとなって現れていない。苦情箱には、前回より引き続き、意見・要望が投書されており、子どもの健全性を引き出す支援が窺われる。本項目は、第三者評価の活用を主にみるので第三者評価結果の足跡を認められる職員の「気づき」に期待したい。		
【コメント】	② 9 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
副施設長の配置が指導課長と兼務の2名となっている。3クールまでの評価結果は評価結果は、閲覧フォルダで全職員が共有して課題を認識はしている。しかし、職員全体で組織的に動けるような継続した課題を計画にあげていないので成果が見えない。子どもの支援の質に結びつくような職場内研修等を期待したい。		

## II 施設の運営管理

### 1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている。	第三者評価結果	
【コメント】	① 10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
施設長不在時は、2名の副施設長が配置され権限委任などが明確化されている。施設長は、年度初めに施設の運営方針を事業計画書により職員へ説明をしている。保護者へは園内の情報をまとめて広報誌などで発信している。今後は、職員が機動的に動けるように、組織力の向上や計画立案などにも期待したい。		

【コメント】	② 11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
<p>施設長は、社会的養護を伴う児童福祉施設長研修会等に出席している。児童養護施設に必要な法令遵守に関する知識の習得と職員への周知に務めている。年度計画の説明時には、各種マニュアルと共に「施設職員のための被措置児童等虐待対応マニュアル」を配付して職員への理解を図っている。尚、法人内には高齢者介護や障がい福祉サービスの事業所もあることから、公益通報相談窓口を法人共通の窓口として進めることを期待したい。</p>		
(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
【コメント】	① 12 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	b
<p>養育・支援の向上のために、職員研修のあり方を考えている。同時に、子どもの退所後を考えて、進学先や奨学金の情報提供を行い、子どもと職員双方が希望を持てる施設を目指している。近年、子どものアルバイト先がコンビニやガソリンスタンド、宿泊施設、夏場であれば水産加工場など増えている。ケース会議において、必要な改善策を議論する職場風土に導いている。但し、現在も、職員個々の力量に任される点が見られる。どの職員もフットワークよく動ける組織力の向上を図ることに期待したい。</p>		
【コメント】	② 13 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b
<p>経営改善は施設単体というより法人全体での取り組みにもなる。施設に車両は欠かせないので職員の意見を聞いて車両は大型四駆等を揃えている。自立支援事業での職員を兼務から専任に変更するなど、実効性のある人員配置となる分析をしている。質の高い養育・支援を実現するためには、共通評価基準1番で明確化した児童養護施設での理念・基本方針の文言を職員と共に確認するリーダーシップにも期待したい。</p>		

## 2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	第三者 評価結果	
【コメント】	① 14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
<p>人材の確保には、職場説明会の他、インターネットの活用や関係機関へ求人票を直接郵送するなど、通年を通して実施している。配置基準を更に超えた職員配置により、子どもの支援業務を円滑にできるようにしている。人材の定着に関しては、給与・労働条件の見直しが不可欠と考え、給与増改定や労働時間短縮を行っている。更なる人材の確保のためには、ホームページを拡充させ、施設の特色等を効果的にPRすることは欠かせない。2024(令和5)年4月に法人・事業所のホームページがリニューアルする予定なので、今後期待したい。</p>		
【コメント】	② 15 総合的な人事管理が行われている。	b
<p>法人にキャリアパスがあり、就業規則の服務心得の中に「期待する職員像」が記載されている。人事異動は、法人内ではサービス種が違うため行っていない。人事評価は導入して間もないため、運用は今後の軌道経過による。人事考課における面談は、職員の意向や意見を聞く機会なので、今後期待したい。</p>		
(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
【コメント】	① 16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
<p>勤務表は、職員の希望する休暇申請が書き込まれており、有給休暇が取得しやすいように配慮されている。同時に、時間外勤務についても、子どもの支援に影響がでないように管理されている。ストレスチェックを毎年度実施して、看護師によるカウンセリングが行われているが、実施者都合でできない場合がある。しかし、職員のストレス把握に努め、人材の定着にもなる働きやすい環境づくりに努めている。継続的な環境づくりのためには、具体的な改善案を計画に記載しておくことが期待される。</p>		
(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
【コメント】	① 17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
<p>児童養護施設協議会のチェックリストを利用して、職員の目標や自らの課題等を面談して聞いている。しかし、人事評価を前提とした面談同様に、全職員との個別面談には至っていない。就業規則に「期待する職員像」があり、児童養護施設としてのの目標・方針と職員個々の育成にむけた目標管理が進むことを期待したい。</p>		

【コメント】	② 18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
<p>研修委員が、「歌棄洗心学園研修事業実施要綱」に基づき、年間の教育・研修計画を策定している。限られた予算・時間のため、後進育成が可能な職員に対して研修を優先派遣している。多くの職員が研修に参加できるよう、北海道養護施設協議会等の階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等、年度当初に予定された外部研修から割り振りしている。施設独自の中長期計画がないため、「小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた整備計画」にある人材育成計画が中長期的な人材育成計画となる。現状の中長期計画の人材育成の記載が具体的ではないので、単年度の事業計画の中へ掲載していく方策がある。施設の年度目標や重点課題に対して必要な専門技術を強化する研修内容を列挙して見直していくことを期待したい。</p>		

【コメント】	③ 19 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	b
<p>職員一人ひとりの教育・研修等の機会の確保としては、新型コロナウイルスの影響で普及したりリモート研修に負うことが大きかった。階層別や職種別、テーマ別の外部研修に参加した後は、報告研修会が実施されている。研修受講一覧表があり、係長・主任と相談しながら、男子棟・女子棟、小中高生、ケース担当者等の職員に応じた研修受講を考慮している。スーパービジョンの体制とまではいかなくとも、職員は支援過程で悩みや迷いがあったら同僚・先輩職員に相談している。具体的な支援に活かすためにも、職員一人ひとりの研修内容の理解度により、実効性のあるOJTを期待したい。</p>		

(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

【コメント】	① 20 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
<p>実習生受入れは、社会福祉士の実習も含め、年間30名程度受け入れている。学校と連携して子どもが在籍している大学から実習生を受け入れた例もある。宿泊が必要な実習生も受け入れている。職員へは年間の実習予定プログラムを配布し、職員全体で受入れる体制を整えている。「実習生の心構え」をマニュアルとし、実習生へは子どもの身体接触やドアノックなどに気を付けるよう指導している。しかし、支援に関しては「職員の対応をみて学んでほしい」というところから、実習生の観察力と担当職員の対応力に委ねられている。このため、実習生に対しても標準の実施方法で対応できるよう、マニュアルの充実などが期待される。</p>		

### 3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		第三者 評価結果
【コメント】	① 21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
<p>予算・決算などは、法人のホームページに掲載されているが、単体の事業所の掲載ページがないシンプルな作りとなっている。このため、地域における法人の役割や各事業所の特色が惜しくも知らしめられていない。法人本部の方針として情報公開に乏しいのは残念であった。施設の理念や基本方針、運営や活動に関する情報を、適切に公開することは、社会福祉法人として求められている。入所している子どもは北海道内の広域にわたることから、情報を広く発信できるホームページの公開が待たれている。2024(令和6)年4月に法人ホームページがリニューアルする予定なので、今後を期待したい。</p>		
【コメント】	② 22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
<p>法人監事による四半期毎の内部監査にて指導助言を受けている。また、契約公認会計士事務所からは四半期毎に監査と指導助言を受け、健全な経営に努めている。社会福祉法人制度改革により、組織のガバナンス強化や、運営の透明性の確保が求められている。今後は、法人及び各事業所のホームページの拡充に期待したい。</p>		

#### 4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。		第三者 評価結果
【コメント】	① 23 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
<p>毎年度の事業計画・前文には、「地域住民、教育機関、行政機関と相互理解を深めつつ、連携を計り従来以上の利用並び地域開放に努める」と明文化されている。コロナ禍で自粛していた地域の祭りが一部再開され、2023（令和5）年度は高校生のみ参加できた。2022（令和4）年度から「清掃活動」への参加を再開している。地域の子どもにも園庭や体育館を開放し、入所している子どもと一緒に遊べるようにしている。子どものアルバイト先である新聞販売店やガソリンスタンド・食堂などは日常的な連携を図っている。例えば、アルバイトのシフトは、子どもの休みが出る可他の子どもが替りに出勤するといった調整も行っている。子どもの友人の保護者と連絡を取り、子ども同士の交流機会を設けている。少年団活動指導者などと連絡を取り連携を図っている。</p>		
【コメント】	② 24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	c
<p>2026（令和8）年3月31日までの行動計画にインターンシップの受入れ対策の目標がある。コロナ禍以降、ボランティアの受け入れは停滞しているが、以前に実施していた地元企業が主催する小学生中心の料理教室の受け入れを再開する予定がある。その間、受入れ実績がなかったため、ボランティア受入れのマニュアルについても整備が進まなかった。受入れ再開に際し、ボランティア受入れ時によるトラブル発生に備えるためにも、受入れの基本姿勢の明文化とマニュアルの整備が望まれる。</p>		
(2) 関係機関との連携が確保されている。		
【コメント】	① 25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
<p>男女各棟の職員室には、関係機関等一覧表が掲示されている。子どもを措置した児童相談所や小・中学校とは年2回、高等学校とは年1回の連絡会議を開催し情報を共有している。子どもの成長・発達に応じて関係機関とのカンファレンスを行っている。アフターケアとして、卒園した子どもの居住地へ月に1回、職員が訪問して様子を見ている。訪問先は、旭川・登別・釧路・札幌、と広域にわたる。職員が永久に訪問することはできないこと、常に側にいられないこと等から、子どもの所在する地域のフォーマル・インフォーマルを問わず、社会資源を把握してつないでおくことにも期待したい。</p>		
(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
【コメント】	① 26 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
<p>少子化により、地域に子どもがいることは活性化のもとでもある。町内会活動に職員が子どもと一緒に参加して地域ニーズを感じている。また、施設長は民生委員・主任児童員を務め、民生委員協議会に出席して地域ニーズの把握に努めている。今後は、法人全体で情報を共有することで、各施設の専門性や特性に応じた福祉ニーズの把握に期待したい。</p>		
【コメント】	② 27 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
<p>施設の立地は海岸に近く、津波災害時の避難場所に指定され、近隣住民と一緒に施設屋上へ避難訓練を行っている。法人・全事業所としては、町内美化活動を課し、清掃、町内会花壇苗植え、除草等を行うことになっている。地域の福祉ニーズに基づく活動は、社会福祉法人に求められている。地域で歴史のある社会福祉法人の強みを活かした福祉ニーズに応じた具体的な活動・事業の発展に期待したい。</p>		

### Ⅲ 適切な養育・支援の実施

#### 1 子ども本位の養育・支援

(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		第三者 評価結果
【コメント】	① 28 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
<p>年に一度、全国児童養護施設協議会の「人権擁護のためのチェックリスト」を全職員が実施している。入所する子どもは児童相談所から「子どもの権利ノート」を渡され説明を受けているが、施設では継続的な活用の働きかけをしていない。前回の受審より求められていた歌棄洗心学園独自の理念・基本方針は必ずしも明確ではないが、事業計画前文に運営目標として記載されている。子どもの尊重については、会議で職員に対応方法についての説明があり共有するようにしている。しかし、子どもを尊重した支援マニュアルの整備までには至っていない。職員間の連携や上司へ相談できる気風はある。しかし、具体的に児童養護施設の倫理綱領の共有に関することは実施されていない。学園の職員が共通して子どもを尊重した養育・支援を実施できるように、支援の現場で役立つ活きたマニュアルの整備や倫理要領の読み合わせ等が期待される。</p>		
【コメント】	② 29 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	c
<p>子どもを守るための危機管理上、居室のドアには窓ガラスがあり居室を確認できる作りになっている。プライベート空間の確保とプライバシー保護に対し事故防止が表裏一体となっており、職員もその対応に苦慮している。2人部屋4人部屋では、子どもが協力し合い、退室している間に着替えるなど工夫している。入浴についても子どもの意向を尊重し、独りで入浴したい子どもへの配慮をしている。しかし自分から声をあげられない子どもへの配慮については課題を感じている。子どもたちへは日常会話の中でプライバシー保護について周知をしているが、保護者へは周知していない。プライバシー保護は子どもの人権尊重の基本でもある。事故防止や安全確保に終始しては退所後、側に職員がいない時に子ども本人が困る。退所後の自立を見据えた視点での子どもへの支援が重要である。これらを総合的に見直し、プライバシーに関する規程・マニュアルを身近なところから作成していこうという職員の意欲に期待し、その整備が望まれる。</p>		
(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
【コメント】	① 30 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	b
<p>「歌棄洗心学園」のリーフレットは児童相談所と実習生の学校に配布している。リーフレットの内容見直しは年度始めに行っている。今回は施設を通過する路線バスの減便を掲載した。「潮風（学園だより）」は年間4回発行し、保護者へ送付の他、児童相談所に置いている。ホームページは施設掲載ページが完成している。しかし、法人の他の事業と同時掲載のため、未公開のままになっている。2024（令和6）年4月以降には公開の見通しが立っている。施設から離れて訪問が頻繁にできない保護者や、実習生・実習生保護者にも児童養護施設として発信できることから、公開が期待される。</p>		
【コメント】	② 31 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	b
<p>「歌棄洗心学園の一日」は学園の生活やルールについて書かれており、入所時に内容を説明している。小学生向けはひらがなを使用し、中学生向けのものも作成している。しかし、小学生向けの内容については、難しい文章表現や言葉が使用されているため、今後は平易な表現への変更を検討している。利用説明の同意を得るまでの過程の記録や様式はないが、指導記録に記載されている。今後は説明を受ける子どもや保護者の理解度に合わせた「歌棄洗心学園の一日」の作成が期待される。</p>		
【コメント】	③ 32 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	b
<p>子どもの退所後は、行政のケースワーカーや児童相談所が相談窓口になることがある。施設に相談等があった際は、子どもの当時の担当者か引き継いだ職員が受け付けている。施設外の自立支援コーディネーターが来所して、高校2～3年生へ卒業後の生活の説明を行い、相談窓口のリーフレットを渡している。家庭に戻る子どもと保護者は、相談窓口についての書面は渡していない。しかし、口頭では困りごとがあったら施設へ電話をするようには必ず伝えている。家庭復帰後の子どもと保護者には、生活環境の変化とストレスが想定される。このため、退所後の支援の継続性として、相談窓口を書面で渡すこと等が期待される。</p>		

(3) 子どもの満足の向上に努めている。		第三者 評価結果
【コメント】	① 33 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
<p>「子ども会（潮風会）」は月に一度行われている。行事や生活用品、ゲームソフト、漫画本などについての希望や意見を聞いている。集団で意見の言えない子どもには、個別面談や意見箱でも取り上げている。子どもの欲しいものは、職員で検討して施設で提供できるものと個人で購入するものの選択を子どもへ提案している。衣服は年に2～3度、子どもと一緒に購入に出かけている。普段の生活の中でも希望や要望を受けており、その一つとして最近ではスケートへ出かけている。公共交通機関の便が乏しいため、アルバイトや下校後の塾への外出などの要望にも職員が引率し車を出している。子どもの生活での変化を捉えて、要望を汲み取り会議で検討して対応している。</p>		
(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
【コメント】	① 34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	c
<p>苦情解決については第三者委員会の設置がなされている。施設内の掲示板に苦情解決についての掲示があり、低学年用にはルビが振られている。第三者委員は男性2名で、年に一度の来所のため、子どもは第三者委員としての認識を持っていない。電話は高校2年生から所持が許可され、所持していない子どもは第三者委員へ直接連絡することはできない。子どもへ第三者委員の理解を促すための工夫や女性の第三者委員の就任、第三者委員直送の苦情箱の設置などを期待したい。苦情の申出から発表までの手順を明確にして、苦情内容の公表が望まれる。</p>		
【コメント】	② 35 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	b
<p>保護者からの苦情が、児童相談所を通して施設に連絡が入った場合は、施設から口頭や手紙で回答している。年に4回「潮風（学園だより）」に、苦情について掲載し保護者へ送付している。しかし、周知の程度が不明なため、保護者が注目しやすい工夫を検討している。子どもへは看護師、心理士、園長を含め、どの職員へも相談できることや、秘密保持についても日常的に伝えている。子どもは相談相手を使い分けたり、意見箱も活用している。相談しやすいスペースは管理棟にあり、他の子へ気づかれないような配慮もしている。自分から話すのが苦手な子どもには下校後5～10分間時間をとって、職員が話を聴いている。子どもの行動に異変があれば職員から話かけ、マンツーマン対応を行っている。権利ノートの内容と重複しないように、という配慮から入所時のしおり「歌棄洗心学園の一日」には苦情や秘密保持についての記載がない。しかし、権利ノートとは別個に学園として苦情に関する情報提供の必要があり、子どもや保護者が相談したい時に利用できるような記載が期待される。</p>		
【コメント】	③ 36 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
<p>月に2回意見箱を開封、内容について役職会議で公表、ケース会議で対応策を検討し、結果を子どもへ伝えていく。結果は、月初開封分は翌月の月初、月中旬のものは翌月の月初、長くて約1ヶ月かかる。急ぎの相談を直接言ってくる子どもへは随時対応している。常に子どもから出される意見については迅速な対応をするために日々の聞き取りや、話しかけを行っている。日常的な子どもの要望に迅速に対応するためには、どの職員でも対応できるように相談・意見の対応フロー図を作成することが期待される。</p>		
(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。		第三者 評価結果
【コメント】	① 37 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
<p>高校生のアルバイトや登下校はスクールバスの利用や職員が送迎しており、下校後の外出も職員が引率しているため、外出の移動においてはリスクは少ない。園内での事故に対しては危機管理マニュアルがある。事故発生時は児童相談所と保護者に報告し、児童相談所の判断でヒヤリハットか事故扱いかを決定している。事故やヒヤリハットの職員間の共有は朝礼や共有ファイルで確認、業務日誌で行っている。園庭の遊具を含め施設内の危険箇所は点検表を使用し確認している。女子棟・男子棟のケース会議でヒヤリハットの事例と対策を協議している。年度始めに前年度の事故やヒヤリハットの振り返りを基に、本年度の危険防止について周知している。子どもが保護者の強引な引き取りにより、外泊から戻ってこなかった事例があり、児童相談所との連携や派出所にも地域見回りで声掛けの協力を得ている。これまでは、職員の経験値から危険を回避するための対策を取ってきた経緯がある。今後は全職員が適切に対応できるよう、ヒヤリハットの収集から要因分析と対応策が期待される。</p>		

【コメント】	②	38 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
<p>感染症の発生時には感染症対策委員会で作成されたマニュアルに沿って対応をしている。コロナ禍ではマニュアルは随時更新され、職員が間違えないように対応していた。伝達研修で職員間での情報共有もしている。感染症対策がとられた隔離部屋を準備し、子どもへの周知もしている。「危機管理マニュアル」の感染症の対応マニュアルは年度末に見直し看護師を交え検討が行われる。年度初めに全職員へ配布・周知している。コロナ禍での対応では、子どもの不安感が強く、情緒安定と感染予防が一致しない部分と個別的なケアができないジレンマがあった。体調がよくなってきても、隔離部屋から出られない子どもには電話の子機を与え気持ちを落ち着かせた。感染予防の実践研修は看護師から会議後に実施される。会議に出席できない非常勤職員へは口頭で伝えられているが、実践研修は行っていない。今後は実践研修が未実施の職員への対応を改善する意向があるので今後に期待したい。</p>			
【コメント】	③	39 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
<p>子どもとは避難訓練時や日常的に災害について話しており、停電時にはプレイルームへ集まることが身についている。緊急時の備蓄品は一覧表で管理している。地域住民の津波一時避難施設になっており、緊急時の食料品、備品の対策は町で行う計画になっている。年に一度住民と子どもが合同で避難訓練を行っている。避難訓練の問題点の把握など振り返りは、今後文書化して次回への参考とする予定である。停電時の予備発電機はあるが、実稼働したことがなく、有事に備え投光器と共に、確認する必要がある。災害時の行動基準（初動時の対応や出勤基準）は策定されておらず、今後、災害マニュアルとともに整備が期待される。</p>			

## 2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		第三者 評価結果	
【コメント】	①	40 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	b
<p>養育・支援について標準的な実施方法としては、「危機管理マニュアル」や「非常災害対策マニュアル」「被措置児童等虐待対応マニュアル」がある。日常的には、「歌葉洗心学園の一日」を基本としている。施設として職員がこれらに基づいた子ども一人ひとりの支援については、会議等で検討されている。養育・支援は標準化できる内容と個別に実践できる内容の組合せであることに立ち戻り、全職員が基本とする支援マニュアルの整備が期待される。職員には、自分たちの共通理解のためにもマニュアル整備を検討する意向があるので、今後に期待したい。</p>			
【コメント】	②	41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
<p>標準的な実施方法の見直しは、年度始めや変化があった時に見直ししている。マニュアルは改正されていないものもあり、随時、定期的な見直しと改正に加え、各マニュアルの策定年月日、更新時期の記入が期待される。</p>			
(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。			
【コメント】	①	42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	b
<p>アセスメントには職員・学校の担任教員・心理士の他、医師の意見が入ることもある。子どもとの個別面談で意向を把握し計画に反映させ、子どもへ確認している。計画では、生活レベルでスモールステップで達成できる内容を心掛けている。しかし、計画の中には、同じ目標が続いている子どもはいる。アセスメントから計画立案までの過程が曖昧で職員の裁量に任されている。計画策定における研修やマニュアルは特にない。今後は、アセスメント手法を職員で話し合っで確立することで計画立案を標準化させると共に、子どもの長所を計画に活かすことなどに期待したい。</p>			
【コメント】	②	43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	b
<p>自立支援計画の見直しは年に2回、定期的に行われている。見直しにあたっては、ケース会議を行い、立案から決裁までの流れは決まっている。アセスメント手法が確立した後の見直しにあたっては、子どもの長所を活かすことにも期待したい。また、自立支援計画の緊急時の見直しは整備されていないことから、今後に期待したい。</p>			

(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。

【コメント】

①

44 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

b

記録はパソコン内のフォルダに保管され、職種により共有する範囲が定められている。養護日誌は担当保育士が記録している。担当保育士が不在でも子どもの生活に支障がないように、口頭やメモで引き継がれているが、日誌は空欄とならないことが期待される。前回の受審より、子どもの長所を自立支援計画の策定に反映させることを意識しての記録に努めている。また、記録要領の改正の動きはあったが完成していない。今後の進捗に期待したい。

【コメント】

②

45 子どもに関する記録の管理体制が確立している。

b

「危機管理マニュアル」は個人情報提供先への施設としての姿勢や、USBメモリの持ち出し禁止が記載されている。個人情報にかかわる書類は書庫に施錠の上、保管されている。法人の「個人情報保護規程」から施設独自の「個人情報取扱業務概要説明書」が策定されているが、職員への説明や研修などは行われていない。職員に開示請求の経験はなく、開示請求についてのルールや規定の整備が期待される。